

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、創立以来、経営理念として「社員の創造性と、相互の信頼を育み、美しく、快適な地球環境づくりに邁進する世界の技術と頭脳の会社を創造する」をあげ、そのキャッチフレーズとして「人・夢・技術」を掲げ、豊かな自然を生かしながら人が「夢」を持って暮らすことのできる生活基盤を創造し、それを支えるために技術の研鑽に励んできました。そして、この技術を活用して、さらに安全に、安心して暮らせる社会の実現に向けて、あらゆる生活基盤に関わるサービスを提供できる企業へと変貌することで、ステークホルダーの期待と信頼にこたえる努力をしております。当社ウェブサイト上の「コーポレート・ガバナンスにかかわる方針と取組み」(<http://www.chodai.co.jp/company/charter/>)は、当社の経営理念をより具体化し、当社の意思決定を透明・公正に行い、かつ有効・必要な挑戦と持続的発展を遂げていくための基本的な方針を取りまとめ、コーポレート・ガバナンスの充実を図るものです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2019年12月に改訂されたコードに基づき記載しています。

【原則1 - 4】政策保有株式について

政策保有株式の政策保有に関する方針および議決権行使に関する基準については、当社ウェブサイト上の「コーポレート・ガバナンスにかかわる方針と取組み」(<http://www.chodai.co.jp/company/charter/>)第1章4.2において開示しておりますのでご参照ください。

【原則1 - 7】関連当事者間の取引

関連当事者間の取引については、当社ウェブサイト上の「コーポレート・ガバナンスにかかわる方針と取組み」(<http://www.chodai.co.jp/company/charter/>)第1章4.5において開示しておりますのでご参照ください。

【原則2 - 6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮については、当社ウェブサイト上の「コーポレート・ガバナンスにかかわる方針と取組み」(<http://www.chodai.co.jp/company/charter/>)第2章6において開示しておりますのでご参照ください。

【原則3 - 1】情報開示の充実

経営理念、事業方針等については、当社ウェブサイトの「会社情報」(<http://www.chodai.co.jp/company/>)において開示しております。その他の情報については、「お知らせ」(<http://www.chodai.co.jp/>)、「IR情報」(<http://www.chodai.co.jp/ir/>)、「CSR」(<http://www.chodai.co.jp/csr/>)等で随時公開しております。

役員報酬の決定に関する方針と手続きおよび役員の選任・指名に関する方針と手続きについては、当社ウェブサイト上の「コーポレート・ガバナンスにかかわる方針と取組み」(<http://www.chodai.co.jp/company/charter/>)において開示しておりますのでご参照ください。

取締役・監査役の選任理由については、個別の選任理由を「株主総会招集通知」(http://www.chodai.co.jp/news/20191126_1.pdf)において開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4 - 1 - 1】経営陣に対する委任の範囲の概要

経営陣に対する委任の範囲の概要については、当社ウェブサイト上の「コーポレート・ガバナンスにかかわる方針と取組み」(<http://www.chodai.co.jp/company/charter/>)第4章1.1(1)および1.2において開示しておりますのでご参照ください。

【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準および資質

独立社外取締役の独立性判断基準および資質については、当社ウェブサイト上の「コーポレート・ガバナンスにかかわる方針と取組み」(<http://www.chodai.co.jp/company/charter/>)第4章7において開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4 - 10 - 1】任意の諮問機関の設置

取締役の指名・報酬等に関する手続きについては、当社ウェブサイト上の「コーポレート・ガバナンスにかかわる方針と取組み」(<http://www.chodai.co.jp/company/charter/>)第4章8において開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1】取締役の選任方針

取締役会の構成に関する考え方については、当社ウェブサイト上の「コーポレート・ガバナンスにかかわる方針と取組み」(<http://www.chodai.co.jp/company/charter/>)第4章6および9.1(1)において開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 2】取締役・監査役の兼任状況の把握および開示

取締役・監査役の兼任状況については、「株主総会招集通知」(http://www.chodai.co.jp/news/20191126_1.pdf)において開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 3】取締役の実効性評価

取締役の実効性評価については、当社ウェブサイト上の「コーポレート・ガバナンスにかかわる方針と取組み」(<http://www.chodai.co.jp/company/charter/>)第4章9.3において開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4 - 14 - 2】取締役・監査役のトレーニング
取締役・監査役のトレーニングの方針については、当社ウェブサイト上の「コーポレート・ガバナンスにかかわる方針と取組み」
(<http://www.chodai.co.jp/company/charter/>)第4章12において開示しておりますのでご参照ください。

【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針
株主との建設的な対話に関する方針については、当社ウェブサイト上の「コーポレート・ガバナンスにかかわる方針と取組み」
(<http://www.chodai.co.jp/company/charter/>)第5章1において開示しておりますのでご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長大グループ社員持株会	940,593	10.14
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	357,200	3.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	337,200	3.63
資本管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	280,000	3.02
株式会社三菱UFJ銀行	237,600	2.56
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	212,200	2.28
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	180,000	1.94
丸田 稔	173,300	1.86
野村信託銀行株式会社 (長大グループ社員持株会専用信託口)	172,600	1.86
株式会社常陽銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	162,000	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田邊 章	他の会社の出身者													
平野 實	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田邊 章		有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	金融分野における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただけるものと判断しております。
平野 實		有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	土木分野における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	特別審査委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	特別審査委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

「特別審査委員会」は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人の監査計画説明、監査実施手続と監査結果報告、四半期・通期決算前会議、四半期・通期決算説明会でそれぞれ、協議、報告を行い連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
二宮 麻里子	他の会社の出身者													
横山 正英	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

二宮 麻里子	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	弁護士としての専門性と企業法務に関する大局的かつ高度な知見を活かし、客観的で公正な監査を実施することによって、より健全な企業経営に資すると判断し、選任しております。
横山 正英	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	公認会計士として財務および会計に関する高い見識を有しておりますので当社の経営に対して独立の立場から意見をいただくと判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

現在、計画はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

2019年9月期連結会計年度における当社の取締役に対する報酬は195百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役の報酬については、各人の役位などをもとにして基準を定めた内規を作成し、その基準をベースとして、当期の業績および業績への各人の貢献度などの諸般の事情を勘案し、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役

社外取締役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、業務執行の状況等の報告を受けております。

社外監査役

社外監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、業務の執行状況等の報告を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の企業統治の体制として、取締役会は取締役10名(うち2名社外取締役)、監査役会は監査役3名(うち2名社外監査役)で構成されております。当社の経営組織とその運営状況は以下のとおりであります。

(取締役会)

経営上の重要事項に関する意思決定を合理的かつ効率的に行うことを基本方針とし、毎月1回開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会の開催を行っております。なお、取締役の経営責任をより明確にし、また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築の一環とし

て、取締役の任期を1年に定めております。

(監査役会)

監査役は、監査役会が定めた監査方針、業務分担などに従い、取締役会、経営会議をはじめとした重要な会議に出席するとともに、取締役などから営業の報告を聴取するなどし、業務および財産の状況の調査を行うことにより経営全般を監視しております。

(会計監査)

会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約を締結しております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。2019年9月期において監査業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務にかかわる補助者の構成については、以下のとおりであります。

・監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 柳井 浩一氏

指定有限責任社員 佐藤 秀明氏

・監査業務にかかわる補助者の構成

公認会計士6名、会計士試験合格者等7名、その他6名

(その他)

当社は、法律上の判断を必要とする事項につきましては、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じて顧問弁護士のアドバイスを受けております。また、各種専門家から法務、税務に関する指導、助言を受け、コンプライアンスの確保を図っております。

指名、報酬決定

取締役候補者の選任は、取締役会の審議を経て株主総会に付議いたします。監査役も同様ですが、監査役会の同意を得ております。

取締役および監査役の報酬につきましては、株主総会において報酬枠を決定していただき、取締役の個別の報酬は特別審査委員会の答申を受け取締役会によって、監査役の個別の報酬は監査役の協議によって、それぞれ決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定および業務執行に関して、透明性・公平性・スピードを重視することで、コーポレート・ガバナンスの有効性を確保し、公正な経営を実現することを最優先課題としております。なお、経営執行と監視機能の分離、企業の透明性および経営健全性の強化を図るため、監査役制度を採用しております。また、より健全で透明性・公平性の高い経営や適正な監査機能を実現するため、社外より、取締役2名、監査役2名を招聘しております。

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

代表取締役の直轄機関である内部統制機構は、内部統制の運用状況の調査を行い、監査役会などと連携して定期的に業務執行部署への内部監査を実施し、各部署の所管業務が法令、規制、定款および社内諸規程を遵守し、適正かつ有効に運営されているか否かを調査しております。

内部監査の実施状況は、取締役および監査役に報告され、業務改善に努めております。

監査役は、監査役会が定めた監査方針、業務分担などに従い、取締役会、経営会議をはじめとした重要な会議に出席するとともに取締役などから営業の報告を聴取するなどし、業務および財産の状況の調査を行うことにより経営全般を監視しております。また、内部統制機構から期初の監査計画・監査方針や期末の監査結果総括などの定期報告を含め、監査進捗状況の適宜聴取および意見交換などを行っております。さらに、内部統制機構の監査現場に立ち会うなどして連携強化に努めております。会計監査人との相互の連携強化につきましては、監査計画、監査方針、決算説明会、および期末監査結果の説明を受けるなどして意見交換を行い、必要に応じて会計監査人の監査現場に立ち会うなど連携を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は決算作業、監査等の工程に基づいて開催日を設定しており、特に集中日を意識しておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、本決算発表後に説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(URL: http://www.chodai.co.jp)において、当社の経営理念、行動憲章や倫理方針などの各種方針を掲示しています。また、財務情報、決算短信、事業報告書を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営企画部 IR担当役員: 塩釜浩之 取締役上席執行役員経営企画本部長 IR事務連絡責任者: 鈴木賢一 経営企画部マネージャー	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>経営理念を踏まえた行動憲章のなかで、社会貢献活動への積極的参加、環境問題への積極的な取り組みを掲げております。具体的な主な活動としましては、以下のとおりであります。</p> <p>・環境保全 環境省では2014年3月26日、これまでの地球温暖化防止国民運動「チャレンジ25」に代わる、新たな気候変動キャンペーン「Fun to Share」をスタートしました。 当社は「Fun to Share」賛同企業としての登録を申請し、2014年4月18日に承認されました。</p> <p>・地域貢献 国土交通省徳島河川国道事務所と吉野川交流推進会議共催による河川の一斉清掃活動である「アドプト・プログラム吉野川」に1990年より参加しております。2017年5月には、長年にわたる参加に対し、吉野川交流推進会議会長より表彰状が贈呈されました。2019年も7月7日に参加いたしました。</p> <p>また、静岡県遠州灘における防潮堤整備に際し、地元高校生との協働により、地域の貴重な海岸湿地等を後世に残すための自然環境保全活動を実践しています。これまでに、「二ホンアカガエル観察会」を開催し、地元高校生に対して自然環境保全を目的とした調査や生息種の生態的特性等について説明、指導することを通じて、自然環境保全の重要性を認識していただきつつ、地域の未来を担う人材の育成に貢献しました。</p> <p>・災害対応 災害発生時には、国土交通省や地方公共団体の要請に応じて、被災地に技術者を派遣し、早期の災害復旧に貢献しています。2018年4月に「長大グループ災害対応マニュアル」を作成して長大グループとしての支援体制を構築し、2018年7月豪雨、2018年9月の北海道胆振東部地震、2019年10月豪雨等に技術者を派遣しました。</p> <p>・環境関連事業 バイオトイレ・小水力発電・コンクリート用型枠のリユース事業などに取り組んでおります。コンクリート用型枠のリユース事業とは、簡易なりペアを施すことで繰り返し使用可能なコンクリート用型枠を当社が開発したもので、これまで使い捨てにされていたコンクリート用型枠の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を実現した事業となります。自社開発の「リユースボード「型丸」」を現場の要望にあわせて加工・レンタルし、使用後のリペアまでを事業化しております。 また、ドライバーの視認性を高め、走行の安全性を向上させるコンクリート用夜間反射塗料「Re-Flex」、うすめて撒くだけで使用後は生分解作用により元通りとなる植物由来の粉塵防止剤「バイオグリーンシールド」の販売も始めました。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>行動憲章において、企業情報の適時、適切な開示を宣言しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システムを、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制と位置づけております。その整備状況は以下のとおりです。

- 1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当社はコンプライアンスを経営の基本原則とし、「行動憲章」「倫理方針」「内部統制方針」を、取締役および使用人の企業倫理意識の向上並びに法令・定款を遵守するための行動規範として、その徹底を図る。
 - ロ 当社における法令・規程の遵守の観点から、内部監査部門において、通報制度を運営するとともに、全社の業務全般にわたる内部監査を実施する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、これに関する資料とともに法令および文書管理規程等に従い担当部門において管理保存する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するために、「リスク管理規程」を定め、リスクを網羅的・総合的に管理する。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議し決定する。
 - ロ 取締役会は定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性を監督する。
- 5 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 子会社の取締役から職務の執行に係る事項について当社が報告を受けるための体制
「関係会社管理規程」に基づき、子会社は経営計画および予算の遂行状況または結果について、当社取締役会に対して報告する。
子会社は、毎四半期の経営状況、業績について、当社取締役会に報告する。
 - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社のみならず子会社におけるリスクの把握と予防に努める。
 - ハ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の子会社は、規模・業態等に応じて、経営組織を整備する。
当社の子会社には、その取締役の職務の効率性を確保するために取締役を派遣する。
 - ニ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
子会社はコンプライアンスを経営の基本原則とし、当社が定める「行動憲章」「倫理方針」「内部統制方針」を、子会社の取締役および使用人の企業倫理意識の向上並びに法令・定款を遵守するための行動規範として、その徹底を図っている段階である。
子会社における法令・規程の遵守の観点から、内部監査部門において、通報制度を運営するとともに、全社の業務全般にわたる内部監査を実施する。
 - ホ その他当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
子会社を含む関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、企業集団の業務の適正を確保する。
子会社については、取締役を派遣し、事業活動全般の適正を確保する。
- 6 監査役の職務を補助すべき使用人、その使用人の取締役からの独立性、および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
 - イ 監査役がその職務の執行の補助者を必要とするときは、監査役付を置く。監査役付は、監査役の指示に従いその職務を行う。
 - ロ 監査役付の人事評価、人事異動については監査役と人事担当取締役が協議して行う。
- 7 当社およびその子会社の役員および使用人等が当社の監査役(会)に報告するための体制、その他の監査役(会)への報告に関する体制
 - イ 当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、その他重要な会議規程に、監査役の出席について定める。
 - ロ 内部監査部門は、通報制度の運用状況、内部監査の計画、実施結果について監査役(会)に報告する。
 - ハ 監査役(会)から業務執行に関する事項の報告を求められたとき、取締役および使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。
 - ニ 子会社の役員および使用人並びにこれらの者から報告を受けた当社の役員および使用人は、当社の監査役(会)から業務執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに当該事項につき報告を行う。
 - ホ 当社は、監査役(会)への報告を行った当社およびその子会社の役員および使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社およびその子会社において周知徹底する。
- 8 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針
当社は、監査役(会)の職務の執行について生ずる費用等を支出するために、毎年、一定額の予算を設ける。
当社は、監査役(会)がその職務の執行について当社に費用の前払い又は償還等を求めたときは、その職務の執行に必要でないことが明らかなる場合を除き、速やかにその費用を処理する。
- 9 その他監査役(会)の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 代表取締役と監査役(会)の定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図る。
 - ロ 監査機能の有効性、効率性を高めるために、監査役、内部監査部門、会計監査人が定期的かつ必要に応じて相互に連携を図る。
- 10 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - イ 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、内部統制委員会を開催し、法令・定款の遵守や職務執行におけるリスク管理等について報告・審議を行っております。また、内部監査部門において、当社ならびにグループ会社の業務全般にわたる内部監査を実施しております。さらに、社内相談・通報制度を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
 - ロ 当事業年度において、取締役会を17回開催し、経営事項の審議および決議を行っております。また、経営会議を14回開催し、経営全般における重要事項について多面的な審議を行うとともに、経営管理機能をより充実させるため、執行役員会議を四半期毎に開催し、職務の重要事項について情報の集約と審議を行っております。

- ハ 当社では、「リスク管理規程」を設け、適宜リスク内容および対処方法の見直しを行っております。
- ニ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、代表取締役社長を議長とするグループ会社社長会を当事業年度において6回開催いたしました。グループ会社社長会は、当社の戦略・政策方針の共有化を図り、グループ会社社長からの事業戦略の進捗および予算の進捗の報告を行っています。
- ホ 当社の監査役会は、社外監査役を含む監査役3名で構成されています。監査役会は当事業年度に14回開催し、各監査役は、取締役会のほか、経営会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、反社会的勢力に関わりを持ちかけられ、不当な要求をしてきた場合には、組織的に毅然とした態度で要求を拒絶することを「企業行動憲章」および「反社会的勢力排除規程」に定めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2019年12月20日開催の当社定時株主総会にて「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続」（以下「本プラン」といいます。）について賛同いただき導入しております。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、買収防衛策の公表内容は次のURLに掲載しております。

http://www.chodai.co.jp/news/20191114_2.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

